様式第１－１号，３－１号の別添

保育所（設置・変更）計画書

1. 施 設 名
2. 設置主体
3. 経営主体
4. 種　　別　　　　保　育　所
5. 所 在 地　　（郵便番号　　　　－　　　　　）

市　　　　　町　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　小学校区名　　　　　　　　　　　小学校区

　　　　　　　　　　　　最寄駅　　　　　　　線　　　　　駅

電話番号　　　（　　　）　　　　　FAX番号　　　（　　　）

６．定　　員

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　齢 | ０歳 | １歳 | ２歳 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | 計 |
| 定員内訳 |  |  |  |  |  |  |  |
| 入所（予定）児童数 |  |  |  |  |  |  |  |

７．建物その他設備の規模及び構造並びに図面

　（１）敷　　　地　　　　　　　㎡（自己所有地　　　　　㎡、借地　　　　　㎡）

　（２）建　面　積　　　　　　　㎡（延面積　　　　　　㎡）

　（３）屋外遊戯場　　　　　　　㎡（敷地内　　　㎡、敷地外　　　㎡）

　（４）建物並びに設備の規模、構造等

　　　ア．構造　　　　　　　　　造　　　　階（地上　　　階、地下　　　階）

　　　イ．各室の状況　　（別紙Ⅰのとおり）

　（５）施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

　　　　※注１　平面図に室名、面積、利用人員を記入すること。

　　　　※注２　配置図に屋外遊戯場の範囲、面積を記入すること。

８．事業開始・変更予定日

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

９．経営の責任者（理事、監事等）一覧表及び履歴書　　（別紙Ⅱのとおり）

１０．施設職員の履歴書及び保育士証の写し　　（別紙Ⅲのとおり）

１１．法人等設立状況（法人又は団体のみ）

1. 定款、寄付行為その他の規約
2. 設立証拠書類又は登記簿謄本

（添付書類）

１． 各室面積表（別紙Ⅰ）

２． 経営者（理事、監事等）一覧表（別紙Ⅱ）

３． 経営者（理事、監事等）履歴書

４． 職員名簿（別紙Ⅲ）

５． 職員履歴書、職員の資格を証明する資料（写）、所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（ただし、最低基準外非常勤職員については不要)、嘱託医・嘱託歯科医の資格を証明する資料（契約書や就任承諾書、免許証の写し等）

６． 収支予算書（事業開始年度）

７． 定款、寄付行為その他の規約（運営規程）

８． 保育所保育指針に基づく全体的な計画

９． 法人等設立証拠書類（写）又は登記薄謄本（写）

１０． 児童福祉法第３５条第５項第４号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙Ⅳ）

１１． 豊中市保育所設置認可等要綱第３条第５号に規定する者に該当しない旨の誓約書（別紙Ⅴ）

１２． 配置職員ローテーション表（別紙Ⅵ）

１３． 組織計画書（別紙Ⅶ）

１４． 組織図

１５． 研修計画書（別紙Ⅷ）

１６． 児童の安全確保計画書（別紙Ⅸ）

１７． 保険加入証等（写）

１８． 通園バスを運行する場合には、通園バスの運行経路図（乗降場所及び乗降児童数を示したもの）、通園バスに備える子どもの見落としを防止する装置の機能が確認できる資料、通園バスの運行に関するマニュアル等

１９． 最寄駅からの図、施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

２０． 土地・建物の登記薄謄本、建築確認申請書（写）及び検査済証（写）、ただし、検査済証（写）の交付が無い場合は、「既存建築物の増築等における法的性の確認取扱要領（大阪府内建築行政連絡協議会　平成18年5月31日制定）により豊中市が適正な内容として確認を行った既存建築物状況報告書（写）

２１． 不動産の貸与を受ける場合には、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面（写）又は賃貸借契約書（写）

２２． 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書（写）

２３． 敷地外の屋外遊戯場を利用する場合には、「豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドライン」に基づく、屋外遊戯場の付近代替地の利用についての報告書及び保育所と付近代替地の位置図

社会福祉法人及び学校法人以外の者２４、２５、２６についても添付

※社会福祉法人以外の者で不動産の貸与を受ける場合は２１も添付

２４．ア及びイ　又は　ウ

ア　施設長が、保育所又は保育所以外の児童福祉施設若しくは幼稚園において２年以上勤務した経験を有する者である証明書、若しくはこれと同等以上の能力を有する者である証明書、又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの。

イ　運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）の構成、権限及び役割を明らかにする書類

ウ　経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むことを証明するもの。

２５． 設置前３か年の会計年度における、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類（貸借対照表、損益計算書、収支計算書等）

２６． 保育所の年間事業費の１２分の１以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書（金融機関発行の残高証明書）

２７． 賃借料の財源とは別に、①１年間の賃借料に相当する額と②１千万円（１年間の賃借料が１千万円を超える場合には、当該１年間の賃借料相当額）の合計額を保有していることを示す証明書（金融機関発行の残高証明書）